

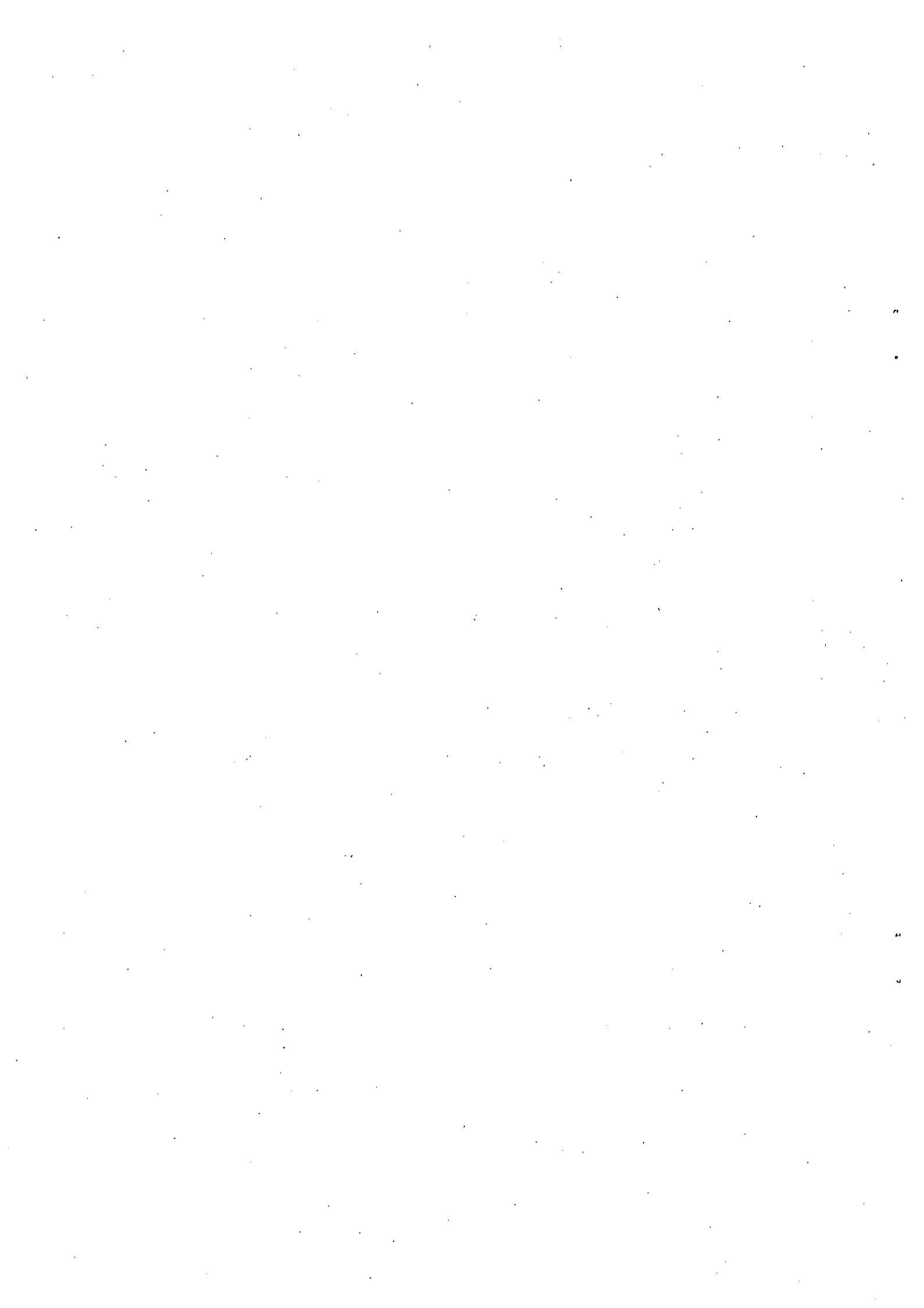
福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年10月7日)

【件名】

- 1 社会福祉施設における不審者侵入に対する危機管理対応参考指針の策定について
(福祉保健課)・・・1
- 2 第3回低所得者のくらし安心対策チーム会議の開催概要について
(福祉保健課)・・・別冊
- 3 第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催について
(障がい福祉課)・・・3
- 4 「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016」の開催について
(障がい福祉課)・・・5
- 5 障がいのある人とない人で創られた劇団「じゆう劇場」の上演について
(障がい福祉課)・・・6
- 6 平成28年度鳥取県内特別養護老人ホーム入所待機者状況等調査の概要について
(長寿社会課)・・・7
- 7 小児慢性特定疾病医療費受給者の個人情報に記載した書類の誤送付について
(子育て応援課)・・・9
- 8 【日本財団共同事業】難病の子どもと家族の地域生活支援事業に係る「小児在宅支援センター」の開設について
(子ども発達支援課)・・・10
- 9 鳥取大学に対する鳥取県補助事業等の調査結果について
(健康政策課)・・・11

福祉保健部



社会福祉施設における不審者侵入に対する危機管理対応参考指針の策定について

平成28年10月7日
福祉保健課

社会福祉施設における不審者侵入に対する危機管理対応参考指針について、社会福祉施設関係者、県警察本部の御意見を伺いながら、この度、策定しましたので、御報告します。

1 策定の目的

今回策定した参考指針は、今まで各施設で展開されてきた「地域に開かれた施設」としての取組と相反するものではない。各施設の防犯体制や設備の整備と併せ、さらに地域の住民、ボランティア、関係団体、保護者や家族等との連携も深めながら、防犯対策をより強化していただくために、各施設の特性に合わせた防犯マニュアル等を作成していただく際の参考となるように作成したものである。

2 策定に当たっての基本的な考え方

社会福祉施設における不審者侵入に対する危機管理については、次の3つの視点で捉えることにしている。

- (1) 不審者侵入を未然に防ぐための危機管理
- (2) 事件発生直後の危機管理
- (3) 侵入者退去後・逮捕後の危機管理

3 掲載内容の概要

大きく2部構成で作成しており、1つ目の「社会福祉施設への不審者侵入に対する危機管理体制の整備」では、各施設で防犯対策を行う上で注意いただきたい視点や、取組の具体的な事例を記載しており、防犯マニュアルを作成する上で参考にさせていただきたく掲載している。

2つ目の「社会福祉施設への不審者侵入時の危機管理マニュアル例」では、防犯対策を行う上での基本的な「チェック項目」と「対応方法」を記載しており、各施設において、施設の規模、立地、設備、入所者の状況等の特性を踏まえ適宜修正を加えたうえで施設の防犯マニュアルを作成いただくために掲載している。

なお、巻末に「チェックリスト例」を掲載しており、各施設の実情にあわせて項目の変更を行い、防犯マニュアル作成時や作成後の施設の現状認識に御活用いただきたいと考えている。

<以下、掲載項目>

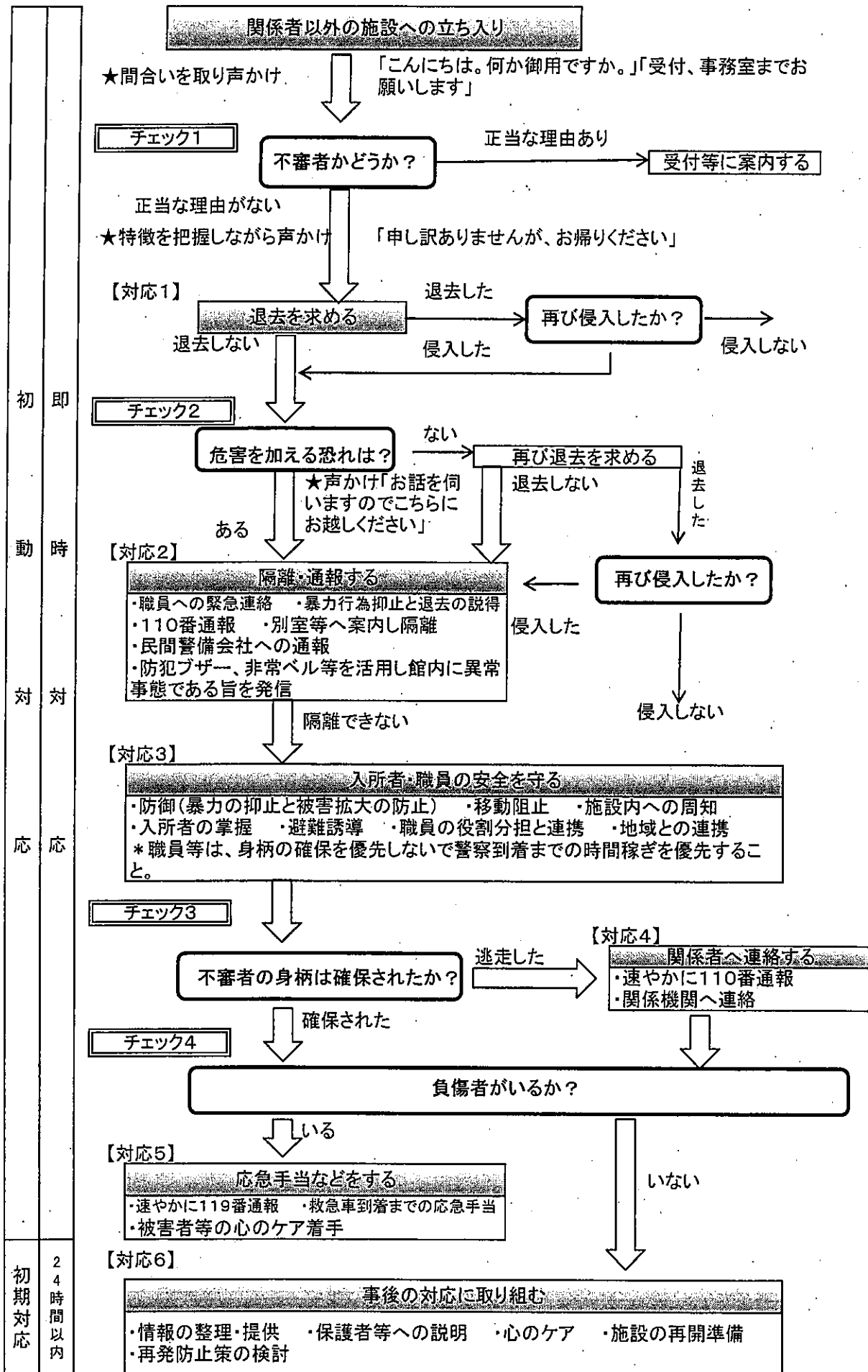
- (1) はじめに
- (2) 社会福祉施設への不審者侵入に対する危機管理体制の整備
 - ① 基本的な考え方
 - ② 社会福祉施設における危機管理体制の整備
 - ③ 状況・事態に応じた危機管理体制整備への取組
- (3) 社会福祉施設への不審者侵入時の危機管理マニュアル例
 - ① チェック1「不審者かどうか」
 - ② 対応1「退去を求める」
 - ③ チェック2「危害を加える恐れはないか」
 - ④ 対応2「隔離・通報する」
 - ⑤ 対応3「入所者・職員の安全を守る」
 - ⑥ チェック3「不審者の身柄は確保されたか」
 - ⑦ チェック4「負傷者がいるか」
 - ⑧ 対応4「関係者へ連絡する」
 - ⑨ 対応5「応急手当などをする」
 - ⑩ 対応6「事後の対応や措置をする」
 - ⑪ その他防犯マニュアルとともに備えておきたい資料

4 今後の予定等

- ・ 常任委員会報告後速やかに各社会福祉施設へ送付する。
- ・ 国において、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」を設置し議論が行われているところであり、国が新たに示すマニュアル等が公表されれば、必要に応じて本県の参考指針も改正を行う。

【施設における不審者への緊急対応の例】

対処要領(不審者侵入時)





第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催について

平成28年10月 7日
障がい福祉課

“手話の聖地”鳥取県に全国の高校生が集結し、手話を使ったパフォーマンスの表現力を競い合う「第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」(以下「大会」という。)を下記のとおり開催しました。

記

1 大会の概要

- (1) 開催日時 平成28年9月25日(日)午前9時30分から午後4時30分まで
 (2) 開催場所 倉吉未来中心大ホール(倉吉市駄経寺町212番地5)
 (3) 演技内容 手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コントなどのパフォーマンス
 (4) 参加資格 高等学校又は特別支援学校高等部に在籍している生徒
 (5) 司会、ゲストパフォーマー、審査員

内容	氏名(敬称略)	よみ	役職等
演技司会	早瀬 憲太郎	はやせ けんたろう	学習塾「早瀬道場」代表
	松本 若菜	まつもと わかな	女優・とっとりふるさと大使
総合司会	大木 浩司	おおき こうじ	NHK鳥取放送局アナウンサー
ゲストパフォーマー	岐阜ろう劇団 いぶき		岐阜市を中心にしたりょう者による劇団。 昭和57年に結成。
審査員長	庄崎 隆志	しょうざき たかし	演出家・俳優
審査員	忍足 亜希子	おしだり あきこ	女優
	小中 栄一	こなか えいいち	全日本ろうあ連盟副理事長
	門 英彦	かど ひでひこ	絵かき
	南 瑠霞	みなみ るるか	手話パフォーマー・手話通訳士
	山田 衛生	やまだ もりお	鳥取県合唱連盟理事長

- (6) 来場者数 2,000人
 (7) 大会の観覧 来場自由(入場無料)
 (8) 出場チーム 予選参加申込みのあった61チーム(65校)(30都道府県)のうち、予選審査を通過した20チーム(21校)(13都道府県)の精鋭が大会に出場

[内訳]

北海道1、東京都2、神奈川県1、石川県1、山梨県1、愛知県2、京都府2、大阪府1、奈良県2、鳥取県4、福岡県1、熊本県1、沖縄県1(鳥取県から過去最高の4チームが出場)

- (9) 同時に開催した催し
 ア あいサポート・マルシェ(正面入口前)
 県内の障がい福祉サービス事業所9店舗による飲食物や雑貨等の販売
 イ 鳥取聾学校作品(写真)展(2階会場入口前)
 鳥取聾学校生徒による写真作品の展示コーナー
 ウ 大会公式グッズの販売コーナー(1階アトリウム)
 エ 手話パフォーマンス甲子園紹介コーナー(2階会場入口前)
 大会概要や過去の大会の様子を伝えるパネル展示、過去の映像を紹介する映像コーナー

(10) サテライト会場

1階アトリウムに液晶モニターを3台配置し、300席を用意したサテライト会場を設置



2 入賞チーム・審査方法

(1) 入賞チーム及び表彰内容

表彰内容	チーム名	贈呈
優勝※	くまもとろう 熊本聾学校（熊本県）	表彰状、鳥取砂丘の砂メダル（金）、優勝旗、 副賞（東京ディズニーリゾートバスポート+旅行券）
準優勝	まわし 真和志高等学校（沖縄県）	表彰状、鳥取砂丘の砂メダル（銀）、盾、 副賞（鳥取県特産品）
第3位	奈良県立ろう学校 （奈良県）	表彰状、鳥取砂丘の砂メダル（銅）、 副賞（鳥取県特産品）
審査員特別賞	みい 三井高等学校（福岡県）	表彰状、副賞（鳥取県特産品）

※ 優勝チームには、全日本ろうあ連盟賞及び日本財団賞も併せて授与。

※ 自身の震災体験を力強く表情豊かな手話パフォーマンスで表現し、震災の恐ろしさや復興への思いを会場全体に伝えた。その手話表現力が高く評価され、見事優勝に輝いた。

(2) 審査方法（6名の審査員の審査得点の合計は最大300点。）

種別	人数	審査項目	配点
ろうの審査員	3名	・手話の正確性・分かりやすさ ・演出力・パフォーマンス度	30点 30点（合計60点）
聞こえる審査員	3名	・演出力・パフォーマンス度	40点

3 佳子内親王殿下の御臨席

過去の大会に続き、今回も佳子内親王殿下の御臨席を賜った。開会式では、「大会を通じて、聴覚に障がいのある方々と大切な言語である手話に対する理解が一層深まるとともに、素晴らしい思い出となることを願い・・・」などと、おことばを賜った。また、全てのチーム演技を御覧いただいた。

なお、大会前日の交流会にも御臨席賜り、高校生と御歓談いただいた。



4 第4回大会の開催

来年秋の開催を見据え、今後、手話パフォーマンス甲子園実行委員会にて検討を行う。なお、よりよい大会を目指して、手話パフォーマンス甲子園の委員や、関係団体、出場チーム等から意見をいただき、次回大会の開催計画に反映させていきたい。

5 その他

- (1) 大会前日の9月24日（土）に鳥取短期大学・鳥取看護大学のシグナスホール内体育館（倉吉市福庭854）で交流会を開催し、大会関係者約300人が参加した。
- (2) 大会当日は、来場できない全国の方々を対象に、大会の模様について公式動画チャンネル（You Tube）でライブ中継を行った。
- (3) 大会当日の会場では、視線をステージに向けたまま情報保障を行うべく、ステージ中央のスクリーンに要約筆記及び手話通訳者の映像を投影させた。また、チーム演技中、セリフや手話に対応した字幕を必ず中央スクリーンに表示させるようルール化し、障がいの有無にかかわらず、チーム演技を楽しむことできるよう情報保障の充実を図った。さらに、視覚障がい者向けに音声ガイドも用意した。
- (4) 昨年の第2回大会のゲストパフォーマーであるハンドサインの楽曲「LIFE STORY」を公式ソングに採用し、主に大会のプロモーションで活用した。
- (5) 大会当日、倉吉駅におもてなしブースを設置し、大会及び会場の案内や観光PRを行った。また、聴覚障がい者向けに遠隔手話通訳サービス、音声文字変換システムのタブレットを配置した。

「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ 2016」の開催について

平成28年10月7日
障がい福祉課

東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの中で、障がい者の芸術文化活動を振興するため、平成28年3月30日に「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」を設立しました。この知事連盟のキックオフイベントとして、鳥取県において「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ 2016」を開催します。

1 日 時 平成28年10月30日(日)10時00分から19時00分まで
※アール・ブリュット展は11月1日(火)まで

2 場 所 米子コンベンションセンター 多目的ホール ほか

3 イベント内容

会 場	内 容
多目的ホール	オープニングセレモニー ・県立米子養護学校による「荒神神楽」 ・共生社会の実現に向けた障がい者アート応援宣言 等 知事連盟加盟都道府県及び海外の障がい者による舞台発表 プロのダンスステージ(コンドルズ) フィナーレ ・出演者、参加者全員でふるさと合唱 等 障がいのあるプロのヴァイオリンコンサート(川島成道氏)
国際会議室	知事連盟加盟都道府県及び海外の障がい者による舞台発表 障がい福祉に関する講演会 ・奥山佳恵氏「生きているだけで100点満点！」 障がい者アートに関するパネルディスカッション ・知事連盟加盟都道府県知事・副知事
第1会議室	オリンピック・パラリンピックPRコーナー
第2会議室	アート体験コーナー ・音楽、ダンス、因州和紙アート、砂像の色づけ
第3会議室	スポーツレクリエーション ・パラリンピック種目「ボッチャ」体験 ・パラリンピック競技用車いす体験
第4・5会議室	知事連盟加盟都道府県及び海外の障がい者アート作品展示
第6会議室	バリアフリー映画
情報プラザ	アール・ブリュット展～埋もれていた作品の魅力～
フリースペース	福祉関連事業所の弁当やスイーツ等の販売コーナー
会場全体	スタンプラリー

4 障がい者等への配慮

- ・手話通訳、要約筆記、音声ガイドを実施します。
- ・車いす席、聴覚障がい者の優先席(手話通訳、要約筆記が見やすい席)を確保します。
- ・会場に来ることができない重度の障がい者等のために、当日、インターネットによる生中継を行います。
- ・重症心身障がい児・者には、お越しになってから帰られるまで、一人に一人の専属ボランティアが同行し必要な配慮を行います。
- ・救護室には、普段から重症心身障がい児・者への対応を行っている看護師を配置します。

障がいのある人とない人で創られた劇団「じゆう劇場」の上演について

平成28年10月7日
障がい福祉課

平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（あいサポート・アートとっとりフェスタ）」で生まれた、障がいのある人とない人で創られた劇団「じゆう劇場」による演劇『銀河鉄道の夜』を県内外で上演します。

「じゆう劇場」の取組を支援することで、本県の障がい者の芸術・文化活動の一層の促進を図るとともに、全国に誇ることができるこの取組を県内外にPRします。

1 上演日時・場所等

区分	日時	場所	備考
県外	平成28年11月12日(土) 14:00~15:00 1時間程度	大分県立美術館 (大分市寿町2丁目1)	『一人ひとりの可能性を活かす仕組みを考えるアート展 Action!』として実施
県内	平成28年11月26日(土) 時間未定	鹿野往来交流館「童里夢」 (鳥取市鹿野町1353)	『鳥の演劇祭9』として実施

※平成28年12月に倉吉市、平成29年1月に米子市でも上演予定

2 料 金 無料

3 演 目 『銀河鉄道の夜』原作：宮沢賢治、構成・演出：中島諒人、出演：じゆう劇場

4 劇 団 員 公募により集まった劇団員10人（障がい者9人、健常者1人）
※演劇には鳥の劇場の劇団員も参加します。

5 特 徴 今回の演劇は、宮沢賢治『銀河鉄道の夜』に挑戦します。親子の絆、友情、大切な人との別れ、生死など、物語のキーワードを自分の体験とも結びつけながら考え、原作の詩的な世界を「じゆう」に想像を膨らませながら創り上げます。

<参考>

○ じゆう劇場の概要

NPO法人鳥の劇場のプロデュースのもと、平成25年8月に立ち上がった障がいのある人等による劇団です。この劇団は、障がいのあるなしに関わらず、「演じる」という行為を通して、表現することの楽しさを実感し、ともに作品を作り上げる達成感を得ること、また、そうした活動を通して障がい者の社会参加の促進を図ることを目的としており、公募により集まったメンバーで構成しています。

平成26年度に開催した第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会では難解と言われるチェーホフの「三人姉妹」を見事に上演し、平成27年度は『ロミオとジュリエット』から生まれたもの』に取り組み、初の県外公演も行い大成功に終わりました。

○ 一人ひとりの可能性を活かす仕組みを考えるアート展 Action!の概要

大分県主催の事業で、障がい者アートの鑑賞のみを目的とする展覧会ではなく、活動に従事する方々の言葉を中心に紹介し、課題やビジョンを共有するなどして、新たな考えや社会を豊かにするための活動=Actionが生まれてくる事を目指した活動です。

○ 鳥の演劇祭の概要

鳥の劇場や鹿野町内のさまざまな場所を会場にして開催する演劇祭です。9回目となる今回は、沖縄の演劇や日韓の中高生による上演、大阪、釜ヶ崎のおじさんたちが作った詩や人情悲劇など、国内外のローカルな作品を集めました。いつもより小さい規模での開催ですが、例年以上に「演じる」と「生きる」のつながりを見つめる祭です。（期間：平成28年11月19日~27日）

平成28年度 鳥取県内特別養護老人ホーム入所待機者状況等調査の概要について

平成28年10月7日
長寿社会課

県では、施設サービスに対する需要動向を把握し、地域の実情に応じた計画的な事業整備等を推進するため、毎年、県内の特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）における入所待機者に係る状況調査を行っており、本年度の調査結果を取りまとめましたので報告します。

1 調査の目的

市町村における介護保険事業計画及び県の介護保険事業支援計画の策定に当たっては、介護サービス事業及び施設サービスの需要動向の把握が重要と捉えているところである。

特に、被保険者が負担する保険料の算定に大きな影響を与える特養の整備計画量の判断については、以下の高齢者をとりまく課題等があることを踏まえ、慎重に検討する必要がある。

このため、特養を真に必要とする高齢者の現状について調査を行う。

- ・特別養護老人ホームについては、所得等に応じて利用者負担の軽減が図られるほか、必要な介護サービス等の一体的な提供を受けられるものとして、中重度の要介護高齢者を支える施設の中でも利用ニーズが高いため入所希望者が多い。
- ・団塊の世代が75歳以上に達する2025年（平成37年）に向けて高齢者人口が増加する中、中重度の要介護高齢者の増加が想定される。

2 調査の概要等

(1) 調査基準日

平成28年4月1日

(2) 調査の方法

- ① 各特養から申込状況の報告を受け、全県の一覧を作成。
- ② ①の後、複数施設に申込みを行っている者等を長寿社会課で名寄せし、一覧を整理。
- ③ ②の後、各市町村等（保険者）が住民基本台帳と照合して死亡者などの整理を行い、基準日時点での申込者の実数を確定。

(3) 調査結果

ア 入所申込者数等の推移

入所申込者数をみると、全数では2,543人で、昨年に比べ211人の減少となった。

「待機者」として県が整理している「特養の入所要件を満たす在宅の申込者（軽度者等を除く）」は331人で、昨年度の341人から10人減少した。

単位：人（カッコ書きは昨年度）

入所申込者数（※1）	2,543人（2,754人） [東部 1,021（1,141）、中部 503（533）、西部 1,019（1,080）]
うち軽度者等を除いた数（※2）	1,878人（2,027人） [東部 728（789）、中部 410（414）、西部 740（824）]
うち在宅	331人（341人） [東部 162（161）、中部 42（50）、西部 127（130）]

※1 県外からの申込者102人を除外

※2 「軽度者等を除く」とは、ケアマネジャー等が記入する入所選考調査票のうち、「在宅生活継続の可能性」欄において「極めて困難」又は「在宅サービスを利用していても在宅生活に支障がある」のいずれかにチェックがある者のみを計上

イ 入所申込者の所在

入所申込者数（県内のみ）のうち軽度者を除いた1, 878人の所在は、次のとおり。

単位：人

待機場所		人数	待機場所		人数
自宅（親族宅を含む）		331		サービス付き高齢者向け住宅	33
施設	老人保健施設	606	施設	養護老人ホーム	11
	認知症高齢者グループホーム	107		その他の社会福祉施設	7
	ショートステイの長期宿泊又は頻回利用	95		病院	一般病棟
	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を除く）	68	医療又は介護療養病床		208
	小規模多機能型居宅介護施設又は複合型施設での宿泊	48	精神科病棟		70
	通所介護事業者の宿泊サービス利用	32	病棟区分不明		63
	ケアハウス（軽費老人ホームを含む）	14	合計		1, 878

参考

＜今後の調査結果の活用＞

本調査の結果については、保険者である市町村に情報提供を行い、各市町村においても特養入所が真に必要な高齢者の状況把握のための資料としていただくとともに、次期の市町村介護保険事業計画及び県介護保険事業支援計画の策定に活用する予定。

＜特別養護老人ホームの概要＞

(1) 施設サービス

在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話など、主に介護を伴う生活援助を提供する。

(2) 施設の類型

- ① 広域型特別養護老人ホーム：入所定員30人以上
- ② 地域密着型特別養護老人ホーム：入所定員29人以下（指定した市町村の被保険者が利用できる）

(3) 設置状況（平成28年4月1日現在）

- ① 広域型特別養護老人ホーム：44施設（入所定員3, 027名）
- ② 地域密着型特別養護老人ホーム：7施設（入所定員 165名）

(4) 入所要件等

- ・要介護3から要介護5までに認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な者。
- ・要介護1又は要介護2に認定された者のうち、認知症等により日常生活を営むことが困難な者であって、「鳥取県指定介護老人福祉施設等の入所における優先的取扱いに関する指針」に定める要件に該当する者。

【鳥取県指定介護老人福祉施設等の入所における優先的取扱いに関する指針（抜粋）】

- (1) 入所の対象となるものは、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までに認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な者及び、要介護1又は要介護2であって、次の(2)に定める特例的な施設への入所（以下「特列入所」という。）の要件に該当する者とする。
- (2) 特列入所要件に該当することの判定に際しては、介護保険法施行規則第17条の10に定める「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる」ことに関し、以下の事情を考慮する。
 - ① 認知症や、知的障がい又は精神障がい等を伴う者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
 - ③ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

小児慢性特定疾病医療費受給者の個人情報に記載した書類の誤送付について

平成28年10月7日
西部総合事務所福祉保健局
子育て王国推進局子育て応援課

このたび、小児慢性特定疾病医療費受給者に係る個人情報を記載した書類を関係医療機関に送付した際、本来、薬局Bに送付すべき書類について、誤って同一法人が設置する薬局Aに送付していたことが判明しました。

このため、受給者本人に謝罪するとともに、併せて個人情報の管理について注意喚起及び再発防止を徹底する措置を行いました。

1 事実判明日時

平成28年9月30日（金）午後5時15分頃

2 誤って送付した書類の記載内容

薬局Bを指定医療機関として指定している受給者1名に係る氏名・生年月日・性別・住所・主疾病・承認期間・階層区分・保険種別

3 事実判明の経過

- ・9月29日（木）、関係医療機関（病院、調剤薬局等）107ヶ所に郵送。
- ・9月30日（金）午後5時15分頃、薬局Aから「薬局Bの書類が送付されている」との電話連絡があり、誤送付が判明。

4 発生した原因

- ・担当者が、小児慢性特定疾病システムから出力した宛名ラベルを確認した際、薬局Aと薬局Bを同一店と誤認し、薬局Bの宛名ラベルを廃棄した。
- ・書類を封入する際、記載されている薬局名が異なることに気づかず、薬局Aに両店分（2枚）の書類を送付してしまった。

5 対応状況

- ・10月3日（月）9時45分頃、誤送付先の薬局Aに出向き、誤送した書類を回収。
- ・同日10時頃、受給者に対し、電話により経過説明し、訪問による謝罪を申し出たが、電話での謝罪で了解され、対面での謝罪は不要とのことだった。

6 再発防止策

- ・個人情報を含む書類を送付する際には、宛名ラベルの作成段階から封入作業まで複数の職員によるチェックを徹底する。また、医療機関等の名称・住所等に変更があった場合には特に注意する。
- ・個人情報の取扱いについて、局内の全職員に注意喚起するとともに、再発防止のため、再度、研修を実施する。

【日本財団共同事業】難病の子どもと家族の地域生活支援事業に係る
「小児在宅支援センター」の開設について

平成28年10月7日
子ども発達支援課

日本財団との共同事業のうち「難病の子どもと家族の地域生活支援」事業において、鳥取大学医学部附属病院が日本財団から助成を受けて、同病院内に「小児在宅支援センター」を開設し、小児の在宅ケアに対応できる医療人材の育成に取り組むこととなりました。

記

1 小児在宅支援センター（以下「支援センター」という。）の概要

(1) 設置の目的

難病の子ども、重症心身障がい児及び医療的ケアが必要な子ども（以下「難病児等」という。）と家族が、孤立せず退院後の地域生活を送るための支援や助言ができる訪問診療医や訪問看護師等の専門家の育成並びに難病児等とその家族への支援を理解する医学生等のボランティア人材養成等に向けた支援体制を構築する。

(2) 支援センターの概要

設置場所	鳥取大学医学部附属病院内（米子市西町）
開設予定	平成28年11月1日
職員体制	准教授（医師）、助教（医師）、看護師、事務員の4名
活動内容	○地域の小児科医、訪問看護師等が、支援センターの医師等同行して、難病児等の家庭や特別支援学校等を訪問し、難病児等に対する訪問診療・訪問看護等のトレーニングをOJTで行う。 ○医学部の学生（医学生・看護学生）についても、授業の一環として各家庭への訪問に同行することで、将来の専門人材の育成を行う。（平成28年度は協力いただける医療機関や家庭を確保し、平成29年4月から実際に訪問してのトレーニングを開始予定）

(3) 開所式（調整中）

平成28年11月2日（水）、上記設置場所において、知事、日本財団会長、鳥取大学学長が出席のもと、開所式を実施予定。

2 「難病の子どもと家族の地域生活支援事業」の概要

(1) 主な取組内容と最終イメージ

○取組内容

- | |
|---|
| ①難病の子どもとその家族に係る担い手作り
・専門家人材の育成（医師、看護師、相談支援専門員、介護士等）
・ボランティアの養成（看護学生、地域の協力者等）
②難病の子どもとその家族に係る拠点整備
・相談支援及び地域生活支援の中核を担う地域連携ハブ拠点の整備 |
|---|

○最終イメージ

- ・子どもの成長に合わせた切れ目ない支援サービスを提供し、孤立感、不安感を解消。
- ・多職種が連携しながら、福祉、医療、教育、就労といった領域の垣根を越え、子どもや親、兄弟姉妹が不安なく暮らせる子育て王国とつとりを実現。

(2) 現在の進捗状況

ア 拠点の整備に向けて、平成28年度はニーズ調査と拠点運営に当たる人材育成に着手

① 実態調査

- ・難病や重症心身障がい等、医療的ケアが必要な子どもがいる全世帯（約700世帯）に対して、郵送調査により支援が必要なニーズを把握（H28.10月発送、12月とりまとめ予定）

② 人材育成

(a) 県外研修への派遣

神戸市で開催される医療的ケア児支援に関する専門研修（日本財団の助成により愛知県の社会福祉法人が開催。医療、福祉にわたり計12回実施）に、医師、看護師、相談支援員等6名を派遣（H28.5～10）

(b) 鳥取大学医学部附属病院に小児在宅支援センターを開設（H28.11予定）

※詳細は上記のとおり。

③ その他

医療的ケア児への支援やボランティアの機運醸成、支援センターの広報を図るシンポジウムを開催（H28.12予定）

イ 平成29年度は、人材育成の本格化（支援センターにおける医師・看護師・介護士等による訪問支援の実習を開始）と県内で1か所の支援拠点整備に着手予定（人材育成のための県外研修、シンポジウムの開催等は継続）。

鳥取大学に対する鳥取県補助事業等の調査結果について

平成28年10月7日
財 政 課
行政監察・法人指導課
健康政策課
医療政策課
産業振興課

国立大学法人鳥取大学において、文部科学省及び厚生労働省所管の補助金等について目的外使用が疑われる事案が発生したことを受けて、鳥取県が交付した類似の補助金及び委託料の実施状況等について、鳥取大学から調査結果の回答がありました。

1 鳥取大学からの回答

○適切に支出されていた。

2 鳥取県の今後の対応

○今後、関係課で連携し回答内容を精査していく。

<事案の概要>

鳥取大学医学部附属病院次世代高度医療推進センターにおいて、文部科学省及び厚生労働省の補助事業等の不適切な使用があるとの通報があった。これを受け、鳥取大学は最高管理責任者（学長）からの指示により、平成28年7月5日に不正使用調査委員会を設置し、調査を開始した。

鳥取大学は、平成28年9月30日に文部科学省補助事業等に係る調査中間報告の記者会見を行い、現段階において人件費の不適切な使用が一部に確認されたとし、今後その他の経費についてさらに調査を進め12月上旬を目処にとりまとめを行う予定である。

<鳥取大学に対する調査の概要>

1 調査対象

- (1) 鳥取大学医学部附属病院次世代高度医療推進センターに対する鳥取県の支出。
- (2) 鳥取県から鳥取大学に交付した補助金等の中で、当該事業実施に専従する職員の人件費が大半を占める事業。

2 報告期限

平成28年9月30日（金）

3 その他

平成28年9月6日付で依頼文書を鳥取大学側に手交。

鳥取県補助事業等の調査について

(参考)

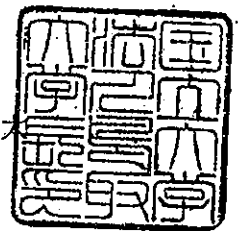
県担当課 (電話番号)	実施 年度	県事業名	補助金名等	学部	補助 委託
商工労働部 産業振興課 0857-26-7657	H27	とっとり発医療機器開発支 援事業	とっとり発医療機器開発 支援事業業務委託	医学部	委託
商工労働部 産業振興課 0857-26-7657	H28	とっとり発医療機器開発支 援事業	とっとり発医療機器開発 支援事業業務委託	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局健康政策課 0857-26-7153	H25	感染症医療提供体制強化事 業	鳥取県地域医療再生基金 事業補助金(感染症医療 提供体制強化事業)	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局健康政策課 0857-26-7153	H26	感染症医療提供体制強化事 業	鳥取県地域医療再生基金 事業補助金(感染症医療 提供体制強化事業)	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局健康政策課 0857-26-7153	H27	感染症医療提供体制強化事 業	鳥取県地域医療再生基金 事業補助金(感染症医療 提供体制強化事業)	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7195	H25	鳥取県地域医療支援セン ター運営事業	鳥取県地域医療支援セン ターに係る業務	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7195	H26	鳥取県地域医療介護総合確 保基金(鳥取県地域医療支 援センター運営事業)	鳥取県地域医療支援セン ターに係る業務	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7195	H27	鳥取県地域医療介護総合確 保基金(鳥取県地域医療支 援センター運営事業)	鳥取県地域医療支援セン ターに係る業務	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7190	H26	鳥取県地域医療介護総合確 保基金(在宅医療推進のた めの看護師育成支援事業)	鳥取県地域医療介護総合 確保基金事業補助金(在 宅医療推進のための看護 師育成支援事業)	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7190	H27	鳥取県地域医療介護総合確 保基金(在宅医療推進のた めの看護師育成支援事業)	鳥取県地域医療介護総合 確保基金事業補助金(在 宅医療推進のための看護 師育成支援事業)	医学部	補助



鳥大財第 14-5 号
平成 28 年 9 月 30 日

鳥取県総務部長 伊澤 勇人 様

国立大学法人鳥取大学
学 長 豊島 良大



鳥取県補助事業等の調査について (回答)

平成 28 年 9 月 6 日付け第 201600089702 号にて依頼のありました標記について、
別紙調査票のとおり調査が完了しましたので報告いたします。

本件担当・連絡先

財務部 財務課 担当：山名

TEL 0857-31-5544

調査票(委託料)

県所管課：商工労働部 産業振興課

事業名：とっとり発医療機器開発支援事業

委託料名：とっとり発医療機器開発支援事業業務委託

実施年度：平成27年度～平成28年度（8月末）

大学担当者：調査統括者 財務部長 大藪 敏晶

調査実施者 財務部 財務課副課長 山名 克治 TEL 31-5544

調査事項	調査結果 (実態を証する適切な書類等により確認すること。その書類名を記載すること。) (記載例：給与台帳、雇用契約書等)
<p>■委託契約に照らし適正な支出金額となっているか。</p>	<p>□調査結果 委託契約書等に従い、適切に支出されていた。 □確認書類名（書類がない場合は確認方法） 委託契約書、事業実施要領、経理処理要領、事業募集要領、提案書、実績報告書（H27年度）、予算差引簿、出張報告書、会計伝票（出金伝票、未払伝票、納品書等関係書類含む）、出勤簿（アルバイト）、給与支給明細（アルバイト）</p>
<p>【支出実績金額により委託料を精算する委託契約の場合のみ記載】 ■人件費について、委託契約に定める対象者となっているか。</p>	<p>□調査結果 委託契約に定める対象者への支払を確認した。 □確認書類名（書類がない場合は確認方法） 事業実施要領、事業提案書、出勤簿（アルバイト）、給与支給明細（アルバイト）</p>
<p>■その者の従事実態は適切か。</p>	<p>□調査結果 従事状況は、適切であった。 □確認書類名（書類がない場合は確認方法） 出勤簿（アルバイト）、給与支給明細（アルバイト）、ヒアリング調査</p>

<p>■その者が他の業務に従事している場合、 按分は適切か。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 他の業務は行っていない。 <input type="checkbox"/>確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>
<p>■当該委託料の person 費が他の委託契約・補助 金の対象経費と重複していないか。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 他の経費との重複は無かった。 <input type="checkbox"/>確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>

調査票(補助金)

県所管課：福祉保健部 健康医療局健康政策課

事業名：感染症医療提供体制強化事業

補助金名：鳥取県地域医療再生基金事業補助金 (感染症医療提供体制強化事業)

実施年度：平成 25 年度～平成 27 年度

大学担当者：調査統括者 財務部長 大藪 敏晶

調査実施者 財務部 財務課副課長 山名 克治 TEL 31-5544

調査事項	調査結果 (実態を証する適切な書類等により確認すること。その書類名を記載すること。) (記載例：給与台帳、雇用契約書等)
<p>■補助対象経費が補助金交付要綱に照らし適正な支出金額となっているか。 (積算内訳の再点検をすること)</p>	<p>□調査結果 補助金交付要綱等に従い、適切に支出されていた。</p> <p>□確認書類名 (書類がない場合は確認方法) 補助金交付要綱、鳥取県補助金等交付規則、交付申請書、進捗状況報告書、予算差引簿、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>■人件費について、補助金交付要綱に定める補助対象者となっているか。</p>	<p>□調査結果 補助金交付要綱等に従い、適切な補助対象者であった。</p> <p>□確認書類名 (書類がない場合は確認方法) 交付申請書、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>■その者の従事実態は適切か。</p>	<p>□調査結果 従事状況は適切であった。</p> <p>□確認書類名 (書類がない場合は確認方法) 労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細、ヒアリング調査</p>
<p>■その者が他の業務に従事している場合、按分は適切か。</p>	<p>□調査結果 他の業務への従事は無かった。</p>

	<input type="checkbox"/> 確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施
■補助金交付要綱上、控除対象経費がある場合は、適切に控除されているか。	<input type="checkbox"/> 調査結果 控除対象経費は無し。 <input type="checkbox"/> 確認書類名（書類がない場合は確認方法） 補助金交付要綱
■当該補助金の人件費が他の補助金・委託契約の対象経費と重複していないか。	<input type="checkbox"/> 調査結果 他の経費との重複は無かった。 <input type="checkbox"/> 確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施

調査票(委託料)

県所管課：福祉保健部 健康医療局医療政策課

事業名：鳥取県地域医療センター運営事業 (H25)

：鳥取県地域医療介護総合確保基金 (H26、H27)

委託料名：鳥取県地域医療支援センターに係る業務

実施年度：平成 25 年度～平成 27 年度

大学担当者：調査統括者 財務部長 大藪 敏晶

調査実施者 財務部 財務課副課長 山名 克治 TEL 31-5544

調査事項	調査結果 (実態を証する適切な書類等により確認すること。その書類名を記載すること。) (記載例：給与台帳、雇用契約書等)
<p>■委託契約に照らし適正な支出金額となっているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 委託契約書等に従い、適切に支出されていた。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名 (書類がない場合は確認方法) 委託契約書、業務実施要綱、委託事業計画、事業実績報告書、予算差引簿、出張報告書、会計伝票 (出金伝票、未払伝票、納品書等関係書類含む)、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>【支出実績金額により委託料を精算する委託契約の場合のみ記載】</p> <p>■人件費について、委託契約に定める対象者となっているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 委託契約に定める対象者への支払を確認した。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名 (書類がない場合は確認方法) 委託事業計画、事業実績報告書、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>■その者の従事実態は適切か。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 従事状況は、適切であった。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名 (書類がない場合は確認方法) 労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細、ヒアリング調査</p>

<p>■その者が他の業務に従事している場合、 按分は適切か。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 他の業務は行っていない。 <input type="checkbox"/>確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>
<p>■当該委託料の person 費が他の委託契約・補助 金の対象経費と重複していないか。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 他の経費との重複は無かった。 <input type="checkbox"/>確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>

調査票(補助金)

県所管課：福祉保健部 健康医療局医療政策課

事業名：鳥取県地域医療介護総合確保基金

補助金名：鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金（在宅医療推進のための看護師育成支援事業）

実施年度：平成 26 年度～平成 27 年度

大学担当者：調査統括者 財務部長 大藪 敏晶

調査実施者 財務部 財務課副課長 山名 克治 TEL 31-5544

調査事項	調査結果 (実態を証する適切な書類等により確認すること。その書類名を記載すること。) (記載例：給与台帳、雇用契約書等)
<p>■補助対象経費が補助金交付要綱に照らし適正な支出金額となっているか。 (積算内訳の再点検をすること)</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 補助金交付要綱等に従い、適切に支出されていた。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名：(書類がない場合は確認方法) 補助金交付要綱、鳥取県補助金等交付規則、交付申請書、変更承認申請書、事業報告書、予算差引簿、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>■人件費について、補助金交付要綱に定める補助対象者となっているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 補助金交付要綱等に従い、適切な補助対象者であった。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名(書類がない場合は確認方法) 交付申請書、変更承認申請書、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>■その者の従事実態は適切か。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 従事状況は適切であった。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名(書類がない場合は確認方法) 労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細、ヒアリング調査</p>

<p>■その者が他の業務に従事している場合、 按分は適切か。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 他の業務への従事は無かった。 <input type="checkbox"/>確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>
<p>■補助金交付要綱上、控除対象経費がある場 合は、適切に控除されているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 控除対象経費は無し。 <input type="checkbox"/>確認書類名（書類がない場合は確認方法） 補助金交付要綱</p>
<p>■当該補助金の人件費が他の補助金・委託契約 の対象経費と重複していないか。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 他の経費との重複は無かった。 <input type="checkbox"/>確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>

